

三鷹市総合保健センター相談員（保健師）募集要項

（令和8年度任用）

※ 総合保健センター相談員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員です。

1 業務内容

各種健康診査、健康相談、家庭訪問、保健指導業務及び業務に関する事務など

2 職名・受験資格・募集人数

職名	受験資格	受験資格
総合保健センター 相談員 (保健師)	(1)保健師の免許をお持ちの方で、看護師又は保健師として3年以上の経験を有する方 (2)相談業務経験、接遇能力、事務経験、ワード・エクセル等のパソコン能力がある方	1名

※次に該当する方は受験することができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 三鷹市を懲戒免職になり、その日から2年を経過していない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 任用者の勤務先及び業務内容

(1) 勤務先

三鷹市総合保健センター

〒181-0004三鷹市新川六丁目37-1 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ2階

(2) 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ただし、規定により、公募によらない再度の任用をすることがあります。

(3) 勤務日及び時間

月～金曜日のうち週4日、午前8時30分から午後5時までの間で実働週30時間

(休憩時間は常勤職員の例による。)

ただし、所属長の命により、必要な場合には時間外勤務が生じる場合があります。

(4) 休暇について

(有給)

年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、産前産後休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇、出産介護休暇、育児参加休暇、出生サポー

ト休暇

(無給)

ドナー休暇、妊娠障がい休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業

(5) 社会保険・労働保険

共済組合・厚生年金保険・雇用保険・災害補償制度の適用あり

(6) 報酬月額等

月額258,500円 ※令和8年4月予定

(月額報酬以外に、別途交通費を150,000円以内で支給します。)

(7) 期末手当

一定の要件を満たす場合には、期末手当・勤勉手当を支給します。

※常勤職員の給与改定等の状況により、報酬、期末手当は改定される場合があります。

5 申込手続

(1) 申込締切

令和8年2月13日（金）午後5時（当日消印有効）

(2) 申込方法

三鷹市総合保健センター宛に、履歴書（写真貼付）、小論文、資格証明書の写しを直接持参または特定記録郵便で送付してください。

(3) その他

応募の際に提出いただいた関係書類は、お返しいたしません。

6 試験の実施方法及び日程等

(1) 第1次選考（小論分及び書類選考）

テーマ「あなたが考える三鷹市総合保健センターの保健師の役割について」800字にまとめ、申込書類と一緒に提出してください。

(2) 第2次選考（個別面接）

ア 日程

令和8年2月20日（予定）※調整のうえ別途通知します。

イ 会場

三鷹市中央防災公園・元気創造プラザ2階総合保健センター栄養相談室（予定）

(3) 合格発表

受験者全員に、文書にて合否を通知します。

※上記の日程及び内容等については、都合により変更になる場合があります。

7 問い合わせ先

三鷹市総合保健センター

〒181-0004三鷹市新川六丁目37番1号三鷹中央防災公園・元気創造プラザ2階

電話番号 0422-46-3254 (午前 8 時 30 分～午後 5 時 (土日祝日を除く))